

著作権 News Letter

公的教育機関及び教育委員会の皆さま

東京都千代田区紀尾井町 3-23 文藝春秋ビル新館 5 階
公益社団法人 日本文藝家協会 著作権管理部



違法性の高い 使用の減少

お蔭様で入学試験問題への著作物の二次使用について、正しい使用への意識・知識が高まり、著しく問題のある著作物の使用が減りました。

引き続き、入学試験問題制作に関わる皆さま、担当が変わる際も必ず引継ぎ事項として正しい著作物使用を心がけてくださいますようお願いいたします。

<注意ポイント>

その1：一部改変と表示した場合、何を改変したのか文末にご説明ください。

その2：著作者名及び著作物題名は正しく表示してください。「○○全集」は書名であり、題名は作品の題名をお願いいたします。

著作権マメ知識

① 著作権は誰のもの？

著作権は一部の例外（法人著作や映画の著作）を除き、著作者に帰属します。一方で、著作権は財産権でもあるので譲渡され引き継がれていきます。

また、著作権の中には著作者人格権といわれる一身帰属の権利があります。著作権法の第十八条から第二十条で公表権/氏名表示権/同一性保持権として述べられていますので、ご興味があればインターネットで検索してみてください。

② 著作権の権利者を調べるには？

当協会では、毎年7月初旬に『文藝年鑑』という刊行物を発刊しております。

『文藝年鑑』には、国内だけでなく海外文学界における概観や各受賞者や受賞作品についての情報が満載。一部の**著作権問い合わせ先**や文化団体や新聞社・通信社・出版社などについても収録しています。近年増えつつあるオーファン（孤児）作品については文化庁の裁定制度をご利用いただくことになります。

文藝家協会刊行物のお知らせ

日本文藝家協会は令和8年（2026年）100周年を迎えます。



- * 文藝年鑑 2023
- * 文学 2023
- * 短編ベストコレクション—
現代の小説 2022
- * 時代小説 ザ・ベスト 2022
- * ベスト・エッセイ 2023

夏から秋にかけて 2023 年版を刊行中！

当協会は、昭和21年（1946年）に作家、詩人、歌人、俳人等の文芸を職業とするものの職能団体として誕生しました。平成15年（2003年）10月からは、著作権等管理事業法に基づく著作権管理事業も開始いたしました。著作権者と使用者の橋渡し役としてご好評いただいております。

